



令和元年に
被用者年金一元化後初の
**国民年金・厚生年金の
財政検証**が
行われました

国民年金・厚生年金の 年金財政の現況

地方公務員の年金制度

年金制度の財政方式
年金財政を維持させるしくみ

国民年金・厚生年金の財政検証結果

財政検証のしくみと結果

今後の制度改正を想定した見通し

財政検証のオプション試算

兵庫県市町村職員共済組合

国民年金及び厚生年金の財政検証が行われました

国民年金・厚生年金の長期的な財政の健全性を検証する「財政検証」は、少なくとも5年毎に行うこととされています。今回は平成26年に行われており、令和元年に行われた今回の財政検証は、平成27年10月の被用者年金一元化以後、最初の財政検証となります。

国民年金と厚生年金は、民間企業で働く会社員や公務員などの被用者が加入する公的年金制度であり、その年金財政の現況や将来の見通しについての知識を持つことは、ライフプランを組み立てる上でとても重要なことです。

当冊子では、地方公務員の年金制度の概要を紹介するとともに、国民年金・厚生年金の財政検証結果を掲載しています。財政検証から年金財政の現況と見通しを知り、今後の国民年金及び厚生年金についての理解にお役立てください。

目次

1

地方公務員の年金制度

年金制度全体の体系 3

- 被用者年金一元化とは

年金制度の財政方式 4

国民年金・厚生年金は賦課方式 4

年金財政を維持させるしくみ 5

- 平成16年に行われた年金財政の改正とは

マクロ経済スライド 6

- 年金の給付水準のものさしとなる「所得代替率」

財政検証 8

- 「財政検証」と「財政再計算」の違い

2

国民年金・厚生年金の財政検証結果

財政検証のしくみと結果 10

- ① 財政検証の主な前提
- ② 所得代替率の将来見通し
- ③ 年金額の将来見通し
- ④ 年金財政の将来見通し

3

今後の制度改正を想定した見通し

財政検証のオプション試算 17

1

地方公務員の年金制度

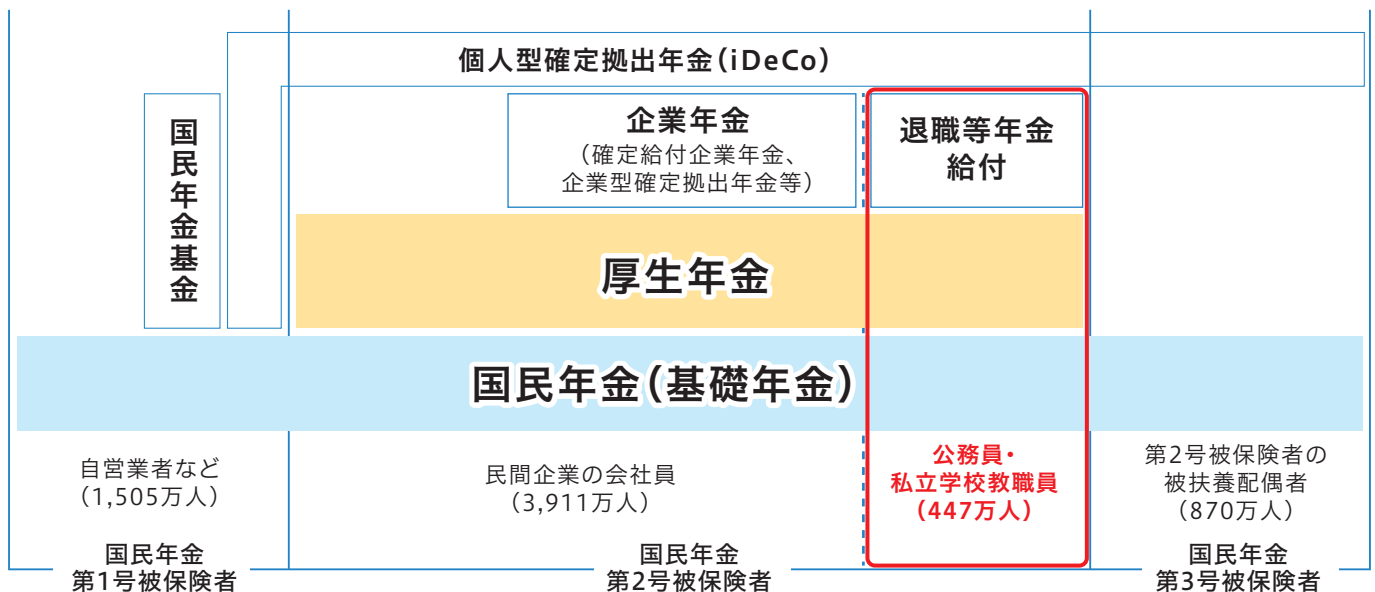
年金制度全体の体系

日本の公的年金制度は、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になると、国民年金（基礎年金）の支給を受けることになります。

民間企業で働く会社員や地方公務員など全ての被用者は、これに加えて厚生年金に加入し、基礎

年金の上乗せとして報酬に比例した厚生年金を受け取ることとなります。自営業者や民間企業の会社員の場合は、個人や企業の選択によって国民年金基金や企業年金に加入できますが、公務員の場合は、退職等年金給付に加入します。

（数値は平成30年3月末時点）



ポイント

今回実施された財政検証は、国民年金・厚生年金です。

前回の財政検証は平成26年に行われたため、**平成27年10月の被用者年金一元化以後、最初の財政検証**となります。

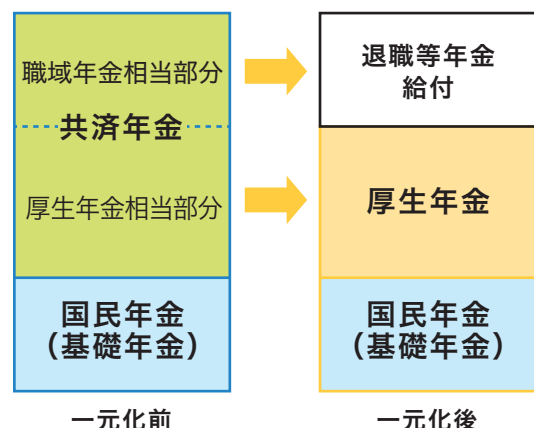
被用者年金一元化とは

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、これまで**厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が、厚生年金に一元化**されました。

被用者年金一元化前の共済年金は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分で構成されていましたが、一元化により公的年金としての職域年金相当部分が廃止*され、新たに退職給付の一部である退職等年金給付という年金制度が創設されました。

*一元化前の組合員期間がある方には、経過的職域加算額として旧職域年金相当部分の年金が支給されます。

公務員の年金制度



年金制度の財政方式

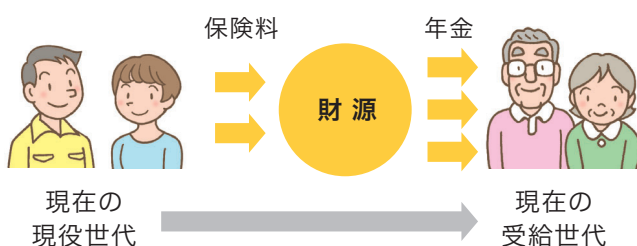
年金制度は、長い期間にわたって財政のバランスが取れるように運営していかなければなりません。この運営のしかたには、「**賦課方式**」と

「**積立方式**」の大きく2つの財政方式があり、受給者に年金を支払うために必要な財源を用意するための方法が異なります。

賦課方式

年金支給のために必要な財源を、その時々保険料収入から用意する方式です。

現役世代が高齢になり年金を受給する頃には、子どもなどその下の世代が納めた保険料から自分の年金を受け取るようになります。

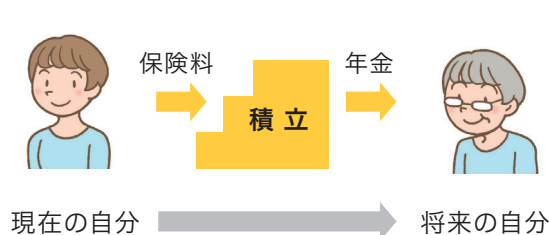


賦課方式の年金

国民年金・厚生年金

積立方式

将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代の間に積立しておく方式です。



積立方式の年金

退職等年金給付

国民年金・厚生年金は賦課方式

国民年金と厚生年金は「**賦課方式**」で運営されており、現役世代が納めた保険料が、そのときの年金受給者への支払いに充てられます。

この賦課方式による年金の特徴は、「**年金の実質的な価値**」を維持しやすいことが挙げられます。

また、**少子高齢化の影響を受ける**ことになりますが、国民年金・厚生年金においては、**年金積立金を保有し活用する**ことで、その影響を軽減させるしくみになっています。

賦課方式の特徴

急激なインフレや給与水準の上昇があった場合でも、そのときの現役世代の給与等からの保険料を原資とするため、受給者へ支払われる年金額の価値が目減りしにくい

▶ **年金の実質的な価値**(物価、所得水準に応じた「**経済的価値**」)を維持しやすい

少子高齢化により保険料を負担する現役世代の人数が減り、年金を受け取る高齢者の人数が増加することで、年金財政に影響を受ける

- ▶ **年金の給付水準を維持しようとする**と、**現役世代の保険料負担が増えてしまう**
- ▶ **現役世代の保険料負担を軽減しようとする**と、**年金の給付水準が下がってしまう**

年金積立金を活用して 年金財政への影響を軽減

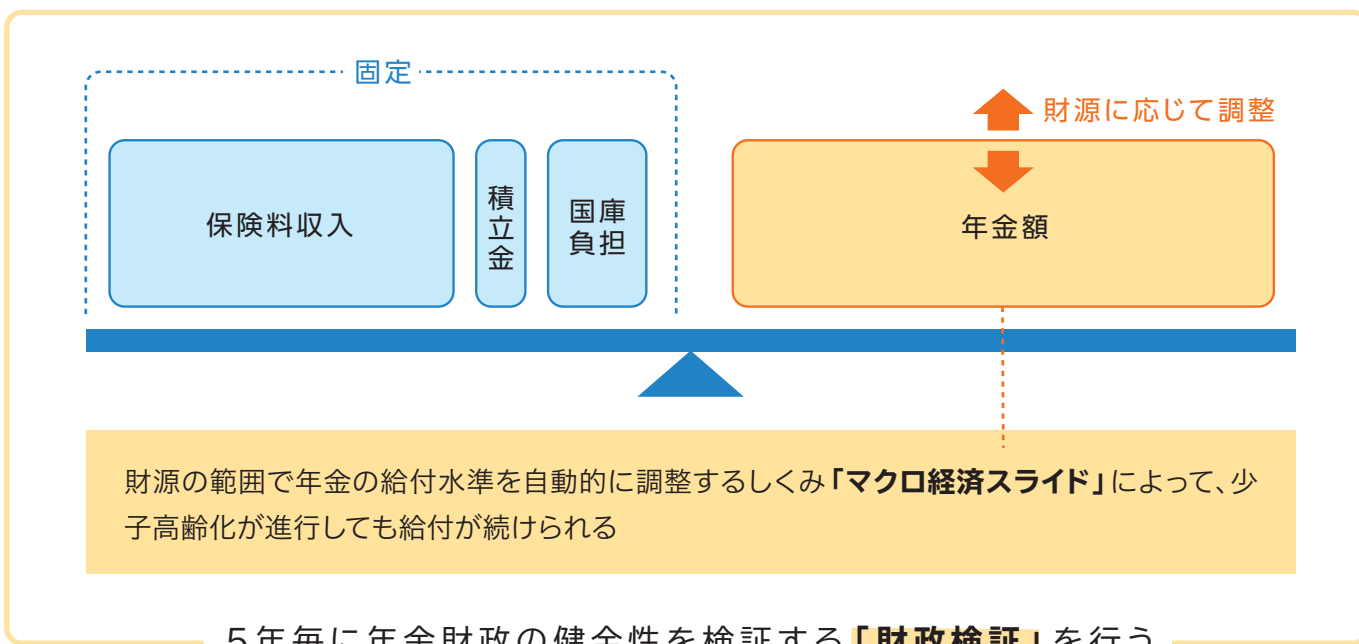
保険料の一部から一定の年金積立金を保有し、その運用収入や元本を活用して、将来の給付財源とすることで、安定した給付を維持する

年金財政を維持させるしくみ

「賦課方式」での年金は、保険料を納める現役世代が少なくなると、財源となる保険料収入も減少し、支出（年金給付）とのバランスが取れなくなる可能性があります。

そのような事態を避けるために、平成16年に年金財政の抜本的な改正が行われ、**現在の国民年金**

と厚生年金では、財源となる保険料(率)を固定した上で、将来にわたって制度を安定させるためのしくみ「**マクロ経済スライド**」が導入されました。そして、おおむね100年間で財政均衡を図ることとし、少なくとも5年毎に年金財政の健全性を検証する「**財政検証**」が行われることになっています。



平成16年に行われた年金財政の改正とは

平成16年改正前の国民年金・厚生年金は、5年毎に、現時点の給付水準を維持するとした場合における将来の保険料率を算定する「財政再計算」を行い、その結果に応じて、公的年金財政のバランスを取るための給付と負担の水準の見直しや制度改正を実施していました。

しかし、制度改正が繰り返されることにより、将来の年金額が不透明になることから、**平成16年に年金財政の枠組みを抜本的に改正（下記参照）し、上限を固定した上で保険料(率)を引上げ、自動的に財政のバランスを取るしくみを導入し、少なくとも5年毎に「財政検証」を行うことになりました。**

年金財政の平成16年年金制度改正の内容

- 上限を固定した上での保険料(率)の引上げ(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 財源の範囲内で給付水準を自動調整するしくみ(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

マクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは、そのときの**社会情勢**（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、**年金の給付水準を自動的に調整するしくみ**です。

年金額は、賃金や物価の伸びに応じて増えてい

きますが、一定期間、賃金や物価が上昇するほどは増やさないように年金額を調整することで、保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に年金財政を運営します。

■ 年金額の調整の具体的なしくみ

賃金や物価による**年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定**します。「スライド調整率」は、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて、「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率」で計算されます。

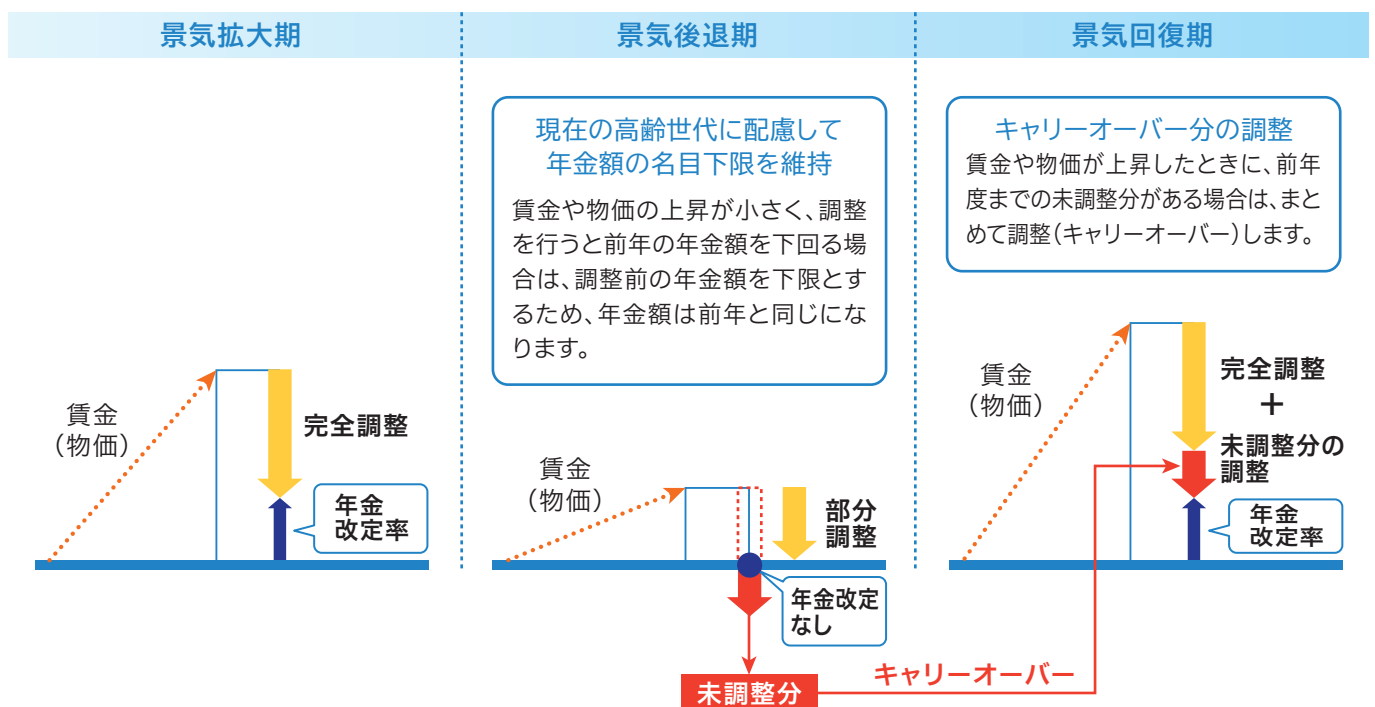


■ マクロ経済スライドの基本的なルール

マクロ経済スライドによる調整は「名目額」を下回らない範囲で行うことになっています。

なお、平成30年度からは、その「名目額」が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整（キャリーオーバー）を行うしくみになっています。

*令和3年度から、賃金変動が物価変動を下回る場合、賃金変動に合わせて年金額を改定するしくみが始まる予定です。



マクロ経済スライドと財政検証の関係

- 財政検証の際に、おおむね100年後に年金給付費の1年分の積立金を保有できるように、年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）を見通します。
- その後の財政検証で、マクロ経済スライドによる調整がなくても年金財政の均衡を保つことができると見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる調整が終了します。

年金の給付水準のものさしとなる「所得代替率」

「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点（65歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（期末手当等を含む）と比較してどのくらいの割合かを示すものです。



■ 給付水準の下限は「所得代替率50%」

国民年金・厚生年金は、財源の範囲で年金の給付水準を自動的に調整するしくみをとっていますが、その給付水準が際限なく下がることは大きな問題となります。

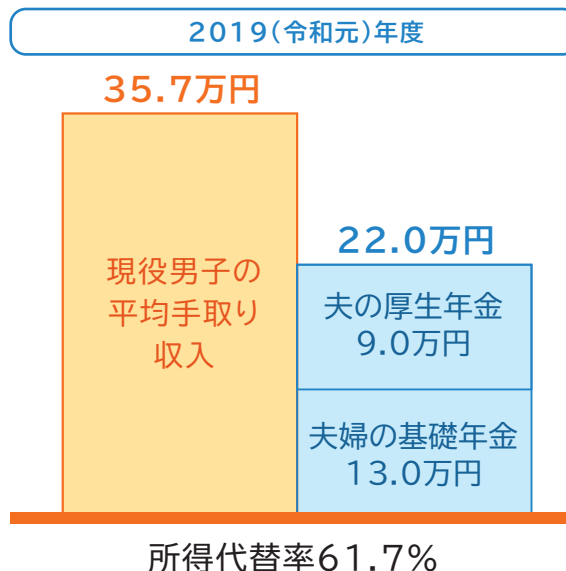
そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準のものさしとして用い、**給付水準の下限を所得代替率50%**と定めています。

※厚生年金の標準的な年金額…夫は平均賃金で40年間働いたサラリーマン、妻は40年間第3号被保険者である場合における世帯（モデル世帯）の年金額

今回の財政検証で基準となる2019(令和元)年度の所得代替率

今回の財政検証において、厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる標準的な年金の所得代替率が右図です。

所得代替率は、マクロ経済スライドが発動すると、給付水準が調整され、低下することになります。給付水準調整は、おおむね100年間の年金財政が均衡すると見込まれた時点で終了するしくみです。



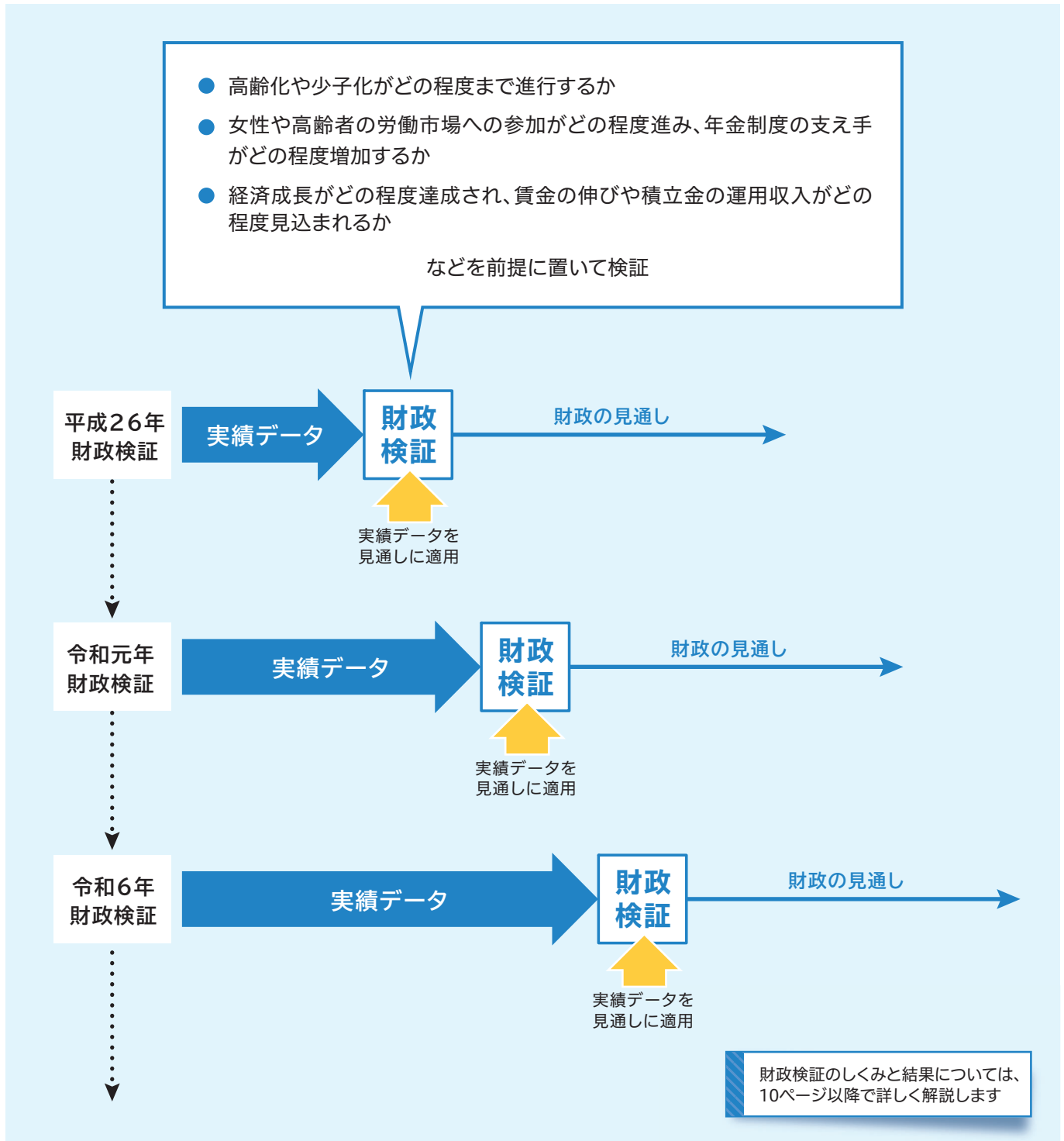
■ 「所得代替率50%」を下回ると見込まれるときは

財政検証の結果、5年後の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点で、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるとともに、給付と負担の在り方についての検討を行い、必要な措置を講ずることとされています。

財政検証

公的年金の財政バランスは、人口構成や社会・経済情勢の変化によって年々変わるため、100年先まで収支の見通しを立てていても、実際に見通しどおりになるとは限りません。そこで、「財政検証」では、

少なくとも5年毎に財政の見通しと、マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証します。



ポイント

5年毎に年金財政の健全性を検証する「財政検証」は、公的年金の定期健康診断のようなものです。

「財政検証」と「財政再計算」の違い

共済制度独自の年金である退職等年金給付では、毎年「財政検証」を行い、少なくとも5年に1度「財政再計算」を行うこととされています。一方、**国民年金と厚生年金については、「財政再計算」は行わず、少なくとも5年に1度「財政検証」を行うこととされています。**

「財政検証」と「財政再計算」は、年金制度の将来にわたる収支を見通す点では共通していますが、その役割については大きな違いがあります。

財政検証

給付と負担のしくみが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する役割があります。

国民年金・厚生年金では、保険料(率)を固定した上で、マクロ経済スライドによる給付の自動調整を行うというしくみの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかを見通します。

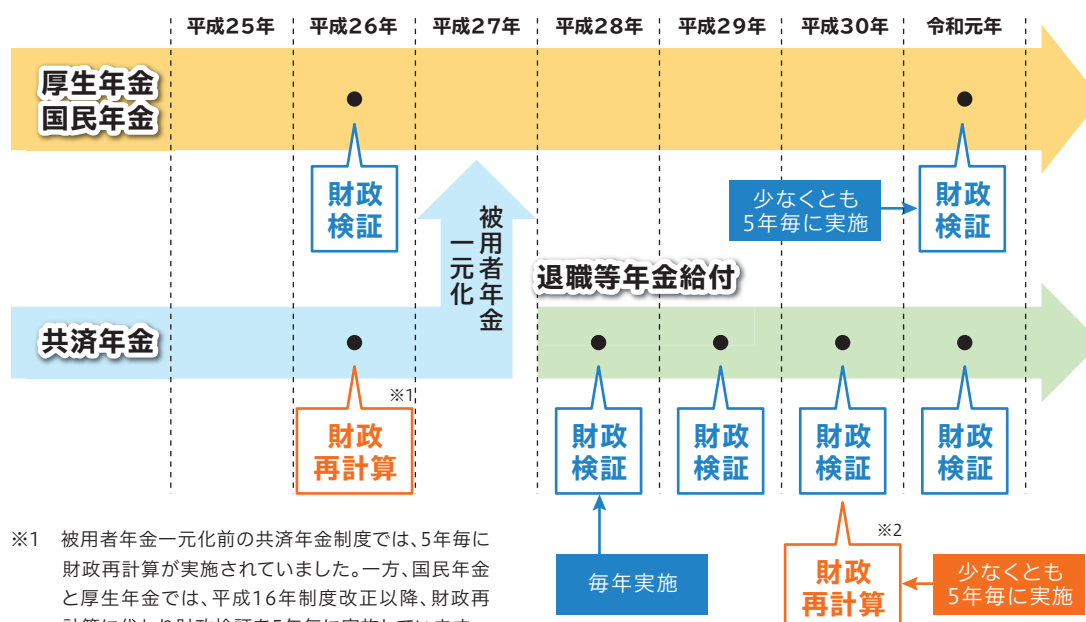
財政再計算

将来の保険料(率)の水準を定める役割があります。

これから先の給付と負担の水準を見通して、将来どの程度の保険料(率)が必要になるのかを算定し、その都度、保険料(率)の再計算を行います。

国民年金・厚生年金では、保険料(率)が固定されているため、「財政再計算」は行われず「財政検証」のみを行います。

公務員に関わる年金制度の「財政検証」と「財政再計算」



※1 被用者年金一元化前の共済年金制度では、5年毎に財政再計算が実施されていました。一方、国民年金と厚生年金では、平成16年制度改革以降、財政再計算に代わり財政検証を5年毎に実施しています。

※2 退職等年金給付の財政再計算は少なくとも5年毎に実施することとされていますが、制度開始後の初回については平成30年度までに実施するとされていたため、平成30年12月に実施されました。

2 国民年金・厚生年金の財政検証結果

財政検証のしくみと結果

財政検証は、おおむね100年にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見通しといった長期の年金財政の状況を見通すもので、その作成にあたっては**今後の人口や社会・経済状況について一定の前提①を置く必要があります**。しかし、将来は不確実であるため、財政検証においては複数ケースの前提を設定し、**将来の人口や経済の姿に**

応じて、将来の給付水準等がどのようなものかの見通し②～④を作成します。

財政検証の結果は正確に将来を予測するものではなく、見通しどおりにいかないことも前提としなければいけないため、少なくとも5年毎に実績を織り込んで、新しい見通しを作成することとされています。

財政検証

● 年金財政を見通すための前提を設定 ●

1 財政検証の主な前提

1 人口の前提	11ページ
2 労働力の前提	11ページ
3 経済の前提	12ページ
4 その他の制度の状況等に関する前提	12ページ

● 年金財政の将来の見通し ●

2 所得代替率の将来見通し	13ページ
3 年金額の将来見通し	14ページ
4 年金財政の将来見通し	16ページ

当冊子では、財政検証結果として発表された見通しの図表の一部を掲載して解説しています。

検証結果について詳しくは、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

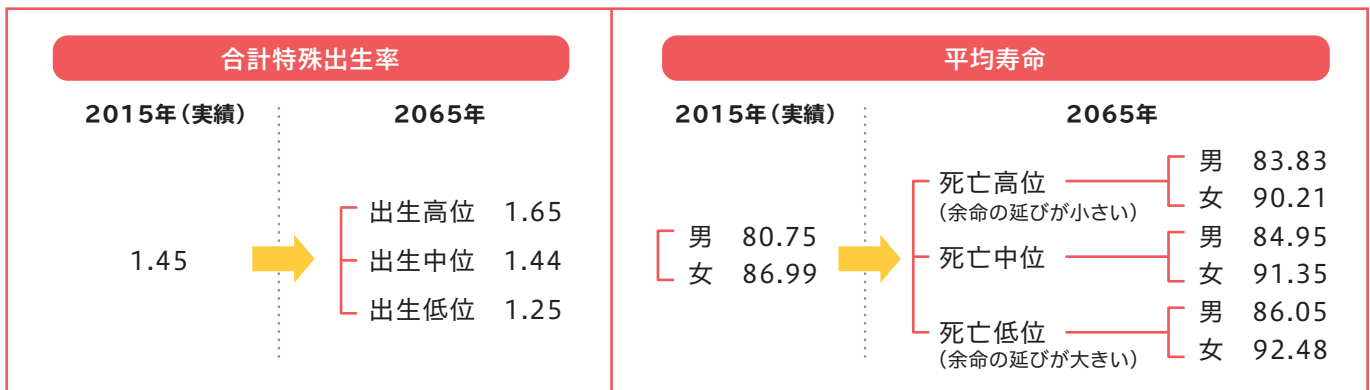
オプション試算もあわせて実施

財政検証では、「財政の現況と見通し」に加えて、年金制度の課題についての今後の検討に役立つように、制度改革をした場合に将来どうなるのかの試算「オプション試算」も実施されました。この結果はあくまで試算であり、制度改革を実施するかどうかを含めて、今後の制度改革への慎重な議論が進められることになります。

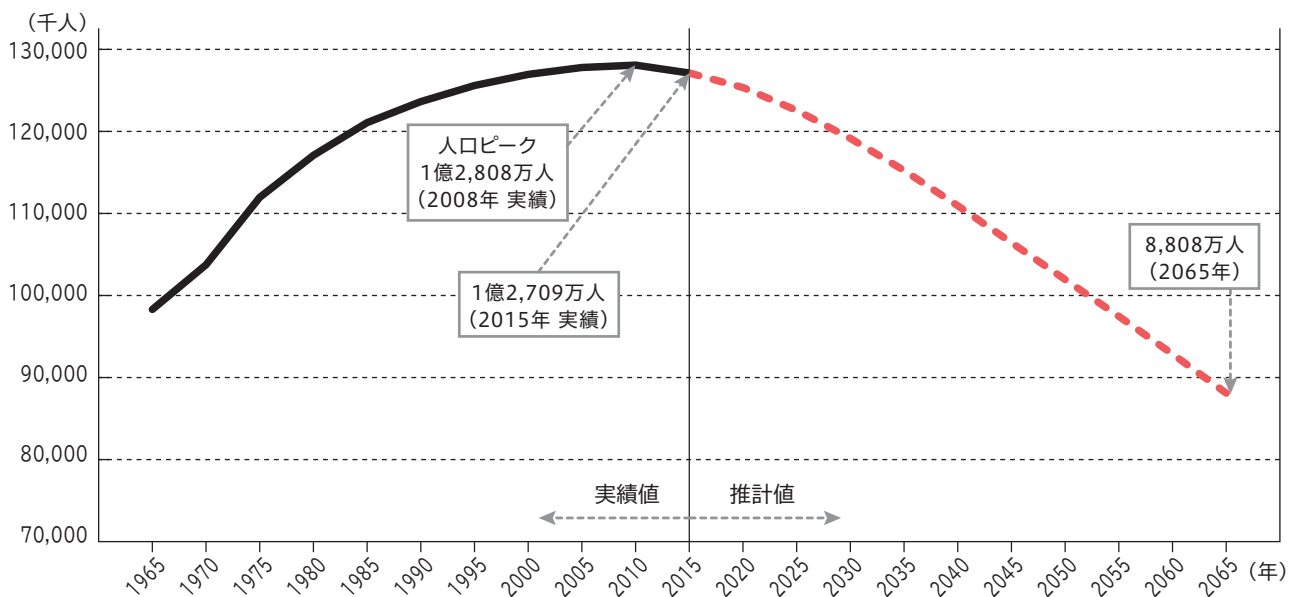
1 財政検証の主な前提

1 人口の前提

将来の人口の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所が2017年4月に公表した「日本の将来推計人口」を用いて、**合計特殊出生率と死亡率について中位、高位、低位の3通り**がそれぞれ設定されています。



総人口の推移(出生中位・死亡中位推計)



(出典)「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

2 労働力の前提

2019年3月に独立行政法人労働政策研究・研修機構がまとめた「労働力需給の推計」を用いて、女性、高齢者、若年者等の労働市場への参加の見通しについて、**次の3つのケース**が設定されています。

- 経済成長と労働参加が進むケース
- 経済成長と労働参加が一定程度進むケース
- 経済成長と労働参加が進まないケース

労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)の動向は、経済成長と密接な関係があるため経済の前提(12ページ参照)に応じて各ケースが設定されており、成長実現ケース(ケースⅠ～Ⅲ)では「経済成長と労働参加が進むケース」、ベースラインケースのうち、ケースⅣ、Ⅴについては「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」、最も低いケースⅥについては「経済成長と労働参加が進まないケース」が用いられます。

3 経済の前提

「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府、2019年1月及び7月)を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした**幅の広い複数ケース**が設定されています。

2019年財政検証では6ケースの前提を設定

経済の前提は、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置いています。また、こうした経済前提の設定には、客観的な視点が求められるため、厚生労働省に設置された審議会の専門委員会での経済・金融の専門家による議論を踏まえて設定しています。

その結果、足下の経済前提(2028年度までの前提)は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」に準拠して「**成長実現ケース**」、「**ベースラインケース**」の2通りを設定し、長期の経済前提(2029年度以降の前提)は、内閣府試算を基礎にしつつ、専門委員会における検討結果を基に、**幅の広い6ケース**の経済前提を設定しています。

長期の経済前提 6ケース

		将来の経済状況の仮定		経済前提				参考
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に接 続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度 進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加 が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲ 0.5%

このうち、**ケースⅠ～ケースⅢ**は内閣府試算の「**成長実現ケース**」に接続するものとして設定され、**ケースⅣ～ケースⅥ**は内閣府試算の「**ベースラインケース**」に接続するものとして設定されています。

全要素生産性(Total Factor Productivity: TFP)とは

生産性を算出し評価する方法の1つです。通常、生産するために投入する資本や労働が増加すれば、生産も増加すると考えられます。しかし、資本や労働の投入を増加させなくても生産が増加することがあり、例えば、技術の進歩が起きると、それ以前と同じ資本や労働の投入でより多くの生産を行うことができるといったことがあります。

このように、資本と労働の増加によらない生産の増加を表すものは全要素生産性(TFP)と呼ばれ、具体的には技術進歩や効率化などを表すと考えられています。

4 その他の制度の状況等に関する前提

人口や労働力、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提も設定されており、これらは被保険者、年金受給者等の実績データ等を基礎として設定されています。

2 所得代替率の将来見通し

■ 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようなになるかを示したものが下記になります。

前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も所得代替率50%が確保されることとなりました。なお、次回5年後の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった場合は、給付と負担の見直し等の検討を行うこととされていますが、今回の財政検証においては、5年後の所得代替率は60%程度となったため、見直し等は行われません。

幅広い経済前提における所得代替率の見通し

- 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も所得代替率50%を確保

※経済前提は、前回よりも控えめに設定(実質賃金上昇率 前回:2.3%~0.7% → 今回:1.6%~0.4%)

※労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提(就業率 前回:2030年推計:58.4% → 今回:2040年推計:60.9%)[労働参加が進むケース]

※所得代替率…公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率	経済前提	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	経済成長率(実質) 2029年度以降 20~30年
高	ケースⅠ	51.9%	2046(令和28)年度	0.9%
	ケースⅡ	51.6%	2046(令和28)年度	0.6%
	ケースⅢ	50.8%	2047(令和29)年度	0.4%
低	ケースⅣ	(50.0%)	2044(令和26)年度	0.2%
	ケースⅤ	(50.0%)	2043(令和25)年度	0.0%
	ケースⅥ	(50.0%)	2043(令和25)年度	▲0.5%

※2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、5年後の2024年の所得代替率の見通しは60.9%~60.0%となっている。

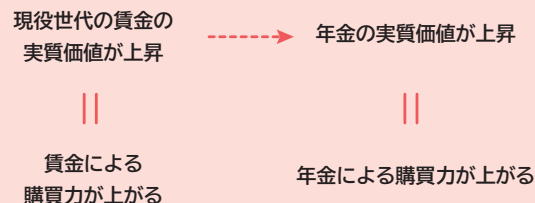
3 年金額の将来見通し

■ 年金の実質価値

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、年金の実質価値が上昇する場合があります(右記参照)。今後、マクロ経済スライドにより所得代替率が低下していく見通しですが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、年金の実質価値が低下するとは限りません。

将来の年金の給付水準を考えるにあたっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかをあわせてみるのが重要です。

所得代替率が同じでも 年金の実質価値が上がるケース



■ 購買力でみた年金の実質価値の将来見通し

財政検証では、ケースⅠ～Ⅵの経済前提毎に、新規裁定時の標準的な年金(モデル年金)について購買力でみた実質額の将来見通しを行っています。

下図は、人口前提が中位、経済前提がケースⅢ、労働力前提が経済成長と労働市場への参加が進むケースの場合の見通しです。

年金額の将来見通し 人口 出生中位、死亡中位 経済 ケースⅢ

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

【人口(中位)】

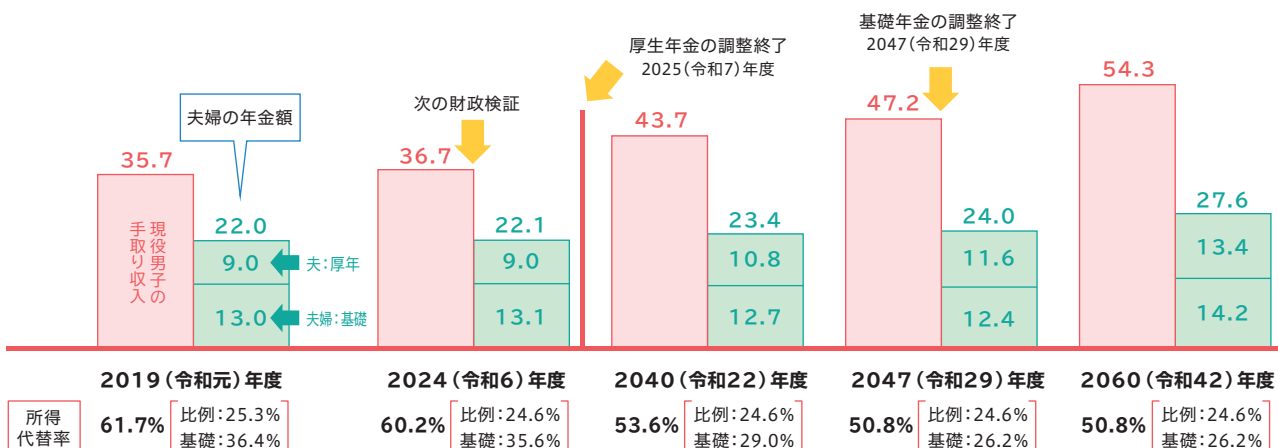
・合計特殊出生率(2065)	1.44
・平均寿命(2065)	男 84.95歳 女 91.35歳

【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

単位:万円(月額)
※年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

※経済成長率(実質)は2029年度以降20～30年平均



※上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

下表は、モデル年金(ケースⅢ)について、生年度別に見た年金受給後の年金額の見通しとして、物価上昇率で2019(令和元)年度時点に割り戻した実質額、及びその時々々の現役世代の手取り収入に対する比率を示しています。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

人口 出生中位、死亡中位 経済 ケースⅢ(変動なし)

	物価 上昇率	賃金上昇率 実質 (対物価)	運用利回り		経済成長率 (実質対物価) 2029年度以降 20~30年	所得代替率 (給付水準調整終了後)	基礎	比例
			実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>				
長期の 経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%	50.8%	26.2%	24.6%
						2047	2047	2025

報酬比例の調整終了
(2025(令和7)年度)

基礎年金の調整終了
(2047(令和29)年度)

生年度 (2019(令和元)年度に おける年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
現役男子の平均賃金 (手取り)	万円 35.7	万円 36.7	万円 38.9	万円 41.0	万円 43.3	万円 45.7	万円 48.2	万円 50.9	万円 53.7	万円 56.7	万円 59.8	万円 63.2
1954年度生(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% (65歳)	21.4 <58.5%> (70歳)	20.8 <53.5%> (75歳)	20.1 <49.1%> (80歳)	19.5 <45.0%> (85歳)	19.1 <41.7%> (90歳)						
1959年度生(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		22.1 60.2% (65歳)	21.4 <55.1%> (70歳)	20.7 <50.6%> (75歳)	20.0 <46.3%> (80歳)	19.4 <42.5%> (85歳)	19.6 <40.7%> (90歳)					
1964年度生(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			22.8 58.6% (65歳)	22.1 <53.8%> (70歳)	21.3 <49.3%> (75歳)	20.7 <45.2%> (80歳)	20.4 <42.3%> (85歳)	20.8 <40.9%> (90歳)				
1969年度生(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				23.2 56.6% (65歳)	22.4 <51.9%> (70歳)	21.7 <47.6%> (75歳)	21.4 <44.5%> (80歳)	21.9 <42.1%> (85歳)	21.9 <40.8%> (90歳)			
1974年度生(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					23.4 54.1% (65歳)	22.7 <49.6%> (70歳)	22.4 <46.4%> (75歳)	22.4 <44.0%> (80歳)	22.4 <41.6%> (85歳)	23.0 <40.6%> (90歳)		
1979年度生(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						23.6 51.7% (65歳)	23.3 <48.4%> (70歳)	23.3 <45.9%> (75歳)	23.3 <43.4%> (80歳)	23.3 <41.2%> (85歳)	24.3 <40.6%> (90歳)	
1984年度生(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							24.5 50.8% (65歳)	24.5 <48.1%> (70歳)	24.5 <45.6%> (75歳)	24.5 <43.2%> (80歳)	24.5 <40.9%> (85歳)	25.7 <40.6%> (90歳)
1989年度生(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								25.9 50.8% (65歳)	25.9 <48.1%> (70歳)	25.9 <45.6%> (75歳)	25.9 <43.2%> (80歳)	25.9 <40.9%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

新規裁定者の年金額については、経済が成長し労働参加が進展すれば、今の年金制度の下で将来的にその時々々の現役世代に対する所得代替率50%以上の水準を確保していけることが確認されています。一方、既裁定者の年金額は給付水準調整(マクロ経済スライド)終了後は物価の上昇に応じて改定されるため、購買力は維持されるしくみですが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々々の現役世代に対する所得代替率は緩やかに低下していきます。

4 年金財政の将来見通し

■ 厚生年金・国民年金の財政見通し

財政の見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間の約100年（今回は2115年度まで）にわたり推計したものであり、2115年度はじめの積立金が2115年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成しています。

下表は、人口前提が中位で経済前提がケースⅢの場合での厚生年金と国民年金の収支と積立金の見通しです。

厚生年金の財政見通し 人口 出生中位、死亡中位 経済 ケースⅢ

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 [2019年度 価格]	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提	
	保険料収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金					基礎	比例	基礎	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%		
2019(元)	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3	1.2%	1.1%
2020(2)	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	202.1	4.0	61.5	36.3	25.2		
2021(3)	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	202.4	4.0	61.4	36.2	25.2		
2022(4)	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	202.4	4.0	61.1	36.1	25.0		
2023(5)	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	202.3	4.0	60.7	35.9	24.8		
2024(6)	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	201.6	3.9	60.2	35.6	24.6		
2025(7)	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	200.9	3.9	59.9	35.3	24.6		
2030(12)	70.0	47.6	9.8	12.5	59.5	24.8	10.5	255.5	202.7	4.1	58.3	33.7	24.6		
2035(17)	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	218.9	4.6	56.1	31.5	24.6		
2040(22)	81.5	53.3	13.9	14.3	72.6	28.6	8.9	358.8	226.0	4.8	53.6	29.0	24.6		
2050(32)	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	217.7	5.0	50.8	26.2	24.6		
2060(42)	104.7	67.2	19.1	18.4	99.8	36.8	4.8	489.0	195.4	4.8	50.8	26.2	24.6		
2070(52)	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	166.1	4.5	50.8	26.2	24.6		
2080(62)	128.8	84.6	20.9	23.3	129.1	46.7	-0.3	531.9	134.9	4.1	50.8	26.2	24.6		
2090(72)	141.6	95.3	20.0	26.3	145.8	52.6	-4.2	506.7	102.4	3.5	50.8	26.2	24.6		
2100(82)	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	-9.9	436.2	70.2	2.7	50.8	26.2	24.6		
2110(92)	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	-19.6	287.0	36.8	1.7	50.8	26.2	24.6		
2115(97)	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	19.4	1.0	50.8	26.2	24.6		

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

長期の経済前提		
物価上昇率	1.2%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%	
運用 利回り	実質 <対物価>	2.8%
	スプレッド <対賃金>	1.7%
経済成長率 (実質)		0.4%
2029年度以降20~30年		
所得代替率	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
	50.8%	2047
	比例	24.6%
	基礎	26.2%
厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

国民年金の財政見通し 人口 出生中位、死亡中位 経済 ケースⅢ

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 [2019年度 価格]	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提	
	保険料収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金					基礎	比例	基礎	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%		
2019(元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3	1.2%	1.1%
2020(2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3	61.5	36.3	25.2		
2021(3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3	61.4	36.2	25.2		
2022(4)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2	61.1	36.1	25.0		
2023(5)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1	60.7	35.9	24.8		
2024(6)	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1	60.2	35.6	24.6		
2025(7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0	59.9	35.3	24.6		
2030(12)	3.9	1.3	0.4	2.1	3.8	3.7	0.1	10.8	8.6	2.8	58.3	33.7	24.6		
2035(17)	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	3.8	0.1	11.5	8.1	2.9	56.1	31.5	24.6		
2040(22)	4.3	1.4	0.5	2.5	4.3	4.2	0.1	12.0	7.5	2.8	53.6	29.0	24.6		
2050(32)	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	4.8	0.1	13.1	6.6	2.7	50.8	26.2	24.6		
2060(42)	5.9	1.7	0.6	3.6	5.8	5.7	0.1	14.2	5.7	2.4	50.8	26.2	24.6		
2070(52)	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	6.5	0.1	14.9	4.8	2.3	50.8	26.2	24.6		
2080(62)	7.3	2.2	0.6	4.6	7.3	7.2	0.0	15.5	3.9	2.1	50.8	26.2	24.6		
2090(72)	8.2	2.4	0.6	5.1	8.2	8.2	-0.0	15.4	3.1	1.9	50.8	26.2	24.6		
2100(82)	9.1	2.7	0.6	5.8	9.2	9.2	-0.1	14.7	2.4	1.6	50.8	26.2	24.6		
2110(92)	10.1	3.1	0.5	6.5	10.4	10.3	-0.3	12.5	1.6	1.2	50.8	26.2	24.6		
2115(97)	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	-0.4	10.6	1.2	1.0	50.8	26.2	24.6		

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

長期の経済前提		
物価上昇率	1.2%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%	
運用 利回り	実質 <対物価>	2.8%
	スプレッド <対賃金>	1.7%
経済成長率 (実質)		0.4%
2029年度以降20~30年		
所得代替率	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
	50.8%	2047
	比例	24.6%
	基礎	26.2%
厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

3 今後の制度改革を想定した見通し

財政検証のオプション試算

オプション試算は、現在の年金制度の課題について、今後の検討に役立つように、制度改革をした場合に所得代替率等がどうなるのかを試算しています。

具体的には、次のようなオプション試算を行っています。

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大

短時間労働者について被用者保険の更なる適用拡大を想定した下記の①～③について試算されました。

適用拡大①（125万人ベース）

被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②（325万人ベース）

被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③（1,050万人ベース）

一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合

学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。（雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外）

オプション試算結果（オプションA）

「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上でプラス（特に、基礎年金にプラス）であることを確認

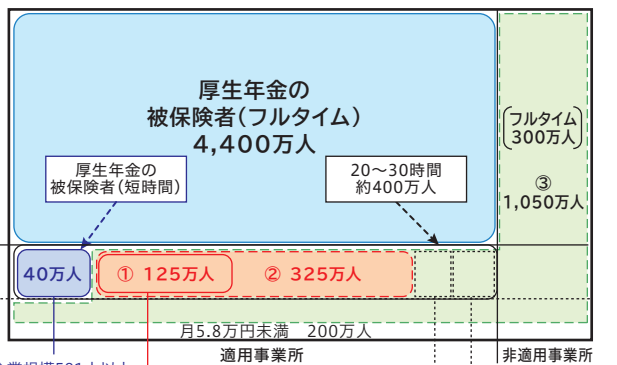
オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕5,700万人
※70歳以上を除く

フルタイム
4,700万人

4分の3
(週30時間)

フルタイム
以外
1,000万人
うち20～30時間
450万人
うち20時間未満
550万人



〔適用拡大者数(万人)〕

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

試算結果 給付水準調整後の所得代替率

< >内は基礎年金分

現行:ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

適用拡大① 125万人ベース
(企業規模要件を廃止した場合)
52.4%、51.4%、45.0%
<27.2%、26.8%、22.4%>

適用拡大② 325万人ベース
(賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)
52.8%、51.9%、45.4%
<27.8%、27.6%、22.9%>

適用拡大③ 1,050万人ベース
(一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)
56.2%、55.7%、49.0%
<31.6%、31.9%、27.2%>

オプションB

保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

保険料拠出期間の延長や受給開始時期の選択の拡大を想定した下記の①～⑤について試算しています。

① 基礎年金の拠出期間延長

基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合せて基礎年金が増額するしくみとした場合。

② 在職老齢年金の見直し

65歳以上の在職老齢年金のしくみを緩和・廃止した場合。

③ 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ

厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合。

④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大

受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

⑤ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改正を加味)

上記①～③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注) 上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月あたり0.7%)を使用すると仮定。

オプションB (保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)の全体像

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1,000万人	750万人	1,750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2) [60万人]	[30万人]
(1) 国民年金の被保険者		オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2) 厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3) 受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4) 在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	オプションB-② 基準の緩和・廃止

注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値。

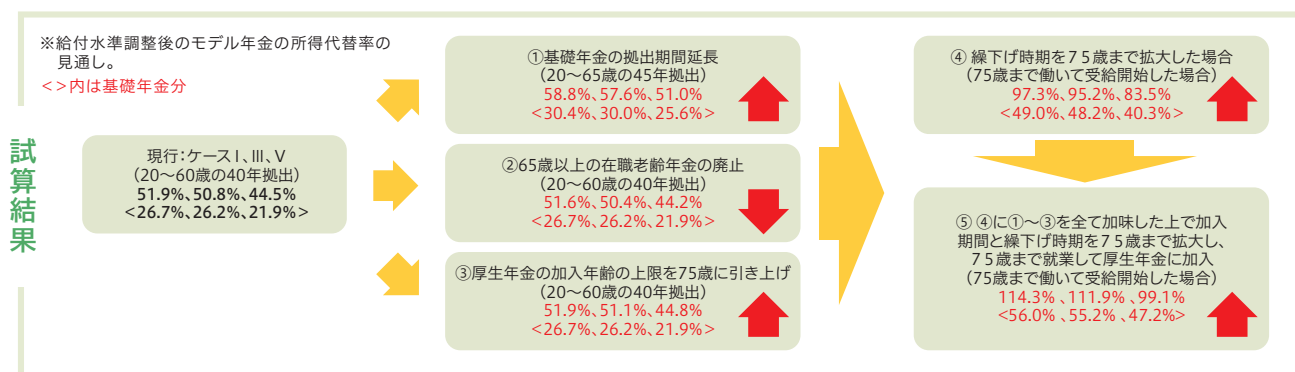
注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)。

注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

オプション試算結果(オプションB)

「保険料の拠出期間の延長」といった制度改正や「受給開始時期の繰下げ選択」が年金の給付水準を確保する上でプラスであることを確認

オプションB 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢



オプションA + オプションB 組み合わせ試算

オプションA(被用者保険の更なる適用拡大)と、オプションB(保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)の両方の制度改正を行った場合を想定した試算も行われており、いずれの制度改正も年金の給付水準を確保する上でプラスであることが確認されました。

オプションA-②<賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)>に加え オプションB-①～③の制度改正を全て行った場合

※オプションB-①～③の制度改正とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

	20～60歳(40年)拠出モデル(65歳受給開始)		20～65歳(45年)拠出モデル(65歳受給開始)
	現行のしくみ		適用拡大(325万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改正を行った場合 ○基礎年金45年拠出 ○厚生年金45年拠出
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	
ケースⅠ	51.9%(2046) 比例:25.3%(調整なし) 基礎:26.7%(2046)	+7.7%	59.6%(2044) 比例:28.0%(2023) 基礎:31.6%(2044)
ケースⅢ	50.8%(2047) 比例:24.6%(2025) 基礎:26.2%(2047)	+7.8%	58.6%(2045) 比例:27.2%(2027) 基礎:31.4%(2045)
ケースⅤ	44.5%(2058) 比例:22.6%(2032) 基礎:21.9%(2058)	+7.1%	51.6%(2054) 比例:25.0%(2034) 基礎:26.5%(2054)
注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)			

オプションA-③<一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大(1,050万人ベース)>に加え オプションB-①～③の制度改正を全て行った場合

※オプションB-①～③の制度改正とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

	20～60歳(40年)拠出モデル(65歳受給開始)		20～65歳(45年)拠出モデル(65歳受給開始)
	現行のしくみ		適用拡大(1,050万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改正を行った場合 ○基礎年金45年拠出 ○厚生年金45年拠出
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	
ケースⅠ	51.9%(2046) 比例:25.3%(調整なし) 基礎:26.7%(2046)	+11.1%	63.0%(2039) 比例:27.4%(2029) 基礎:35.5%(2039)
ケースⅢ	50.8%(2047) 比例:24.6%(2025) 基礎:26.2%(2047)	+11.5%	62.4%(2039) 比例:26.5%(2032) 基礎:35.9%(2039)
ケースⅤ	44.5%(2058) 比例:22.6%(2032) 基礎:21.9%(2058)	+10.4%	54.9%(2047) 比例:24.3%(2038) 基礎:30.6%(2047)
注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)			

国民年金・厚生年金の 年金財政の現況